

# 松前町津波避難計画

平成30年3月30日策定

令和2年1月 一部改訂

松 前 町

# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	1
1 目的	
2 想定する津波浸水予測	
3 計画の修正	
4 用語の意義	
<b>第2章 避難計画</b> .....	1
1 各地区における最大遡上高、津波影響開始時間及び第一波の到達時間の設定	
2 避難場所等	
3 避難経路	
4 避難方法	
5 避難対象地域	
6 避難誘導等従事者の安全確保	
<b>第3章 初動体制</b> .....	4
1 災害対策本部の設置	
2 災害対策本部の体制	
3 津波情報等の収集・伝達	
<b>第4章 避難情報の発令</b> .....	7
1 発令基準	
2 伝達方法	
<b>第5章 津波対策の教育・啓発</b> .....	7
1 市民の意識啓発	
2 学校における安全教育	
<b>第6章 津波避難訓練の実施</b> .....	8
<b>第7章 積雪・寒冷地対策</b> .....	8
1 冬期道路交通の確保	
2 避難対策、避難生活環境の確保	
3 電力の確保	
4 緊急通信ネットワークの確保	
5 救助・救出体制の強化	
<b>第8章 その他の留意点</b> .....	8
1 観光客、釣客等の避難対策	
2 避難行動要支援者の避難対策	
3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	

## 第1章 総則

### 1 目的

津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第9条第2項の規定により、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、住民の生命、身体の安全を確保することを目的とする。

### 2 想定する津波浸水予測

この計画の、浸水域、津波到達時間は、北海道が平成29年2月に公表した北海道日本海における津波浸水想定における最大クラスの津波（L2）予測に基づくものとする。

### 3 計画の修正

この計画は検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

### 4 用語の意義

#### (1) 浸水域

海岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域

#### (2) 最大遡上高

浸水域の外縁における地盤高のうち、代表地点毎の最大の高さ（標高）

#### (3) 津波影響開始時間

津波により±20cmの変化が生じるまでの時間

#### (4) 第一波到達時間

海岸線において第1波の津波が最大となるまでの時間

#### (5) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な区域で、町が指定するものをいう。

#### (6) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

町が指定する避難路については別紙津波ハザードマップに定めるところとする。

#### (7) 指定緊急避難場所

災害（津波）の危険から、町民が一時回避するための施設または場所をいう。

#### (8) 指定避難所

津波の危険から避難するために、避難対象区域の外に町が指定するものをいう。

## 第2章 避難計画

### 1 各地区における最大遡上高、海面変化時間及び第一波到達時間の設定

北海道の公表した、北海道日本海における津波浸水想定の結果に基づき、各地区における最大の予想を次表のとおりとする。

地区名	最大遡上高	津波影響開始時間	第一波到達時間
原口	11.54m	3分	7分
江良	10.10m	3分	8分

清 部	10.10m	3 分	8 分
茂 草	11.72m	3 分	9 分
静 浦	11.72m	3 分	9 分
赤 神	11.72m	3 分	9 分
札 前	10.68m	5 分	10分
館 浜	14.83m	7 分	11分
建石～大磯	18.88m	10分	13分
博多～豊岡	18.88m	10分	13分
月島～朝日	10.22m	9 分	17分
大 沢	11.62m	12分	18分
荒 谷	14.08m	9 分	17分
白 神	14.08m	9 分	17分

## 2 避難場所等

津波ハザードマップ等を活用し、地域防災計画に定める指定緊急避難場所又は、指定避難所へ避難する。

## 3 避難経路

自宅や職場などから避難場所まで、迅速にかつ安全に避難するため、町が指定する避難路及び公共道路を基本とし、町民等があらかじめ避難経路を設定する。

ただし、津波発生時の様々な状況を想定し、公共道路を利用することが困難な場合については、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業の管理用道路のほか、私道等も利用して避難する。

また、町は利用可能な経路の情報を町民等に提供する。

## 4 避難方法

避難行動は、徒歩を基本とする。ただし、次の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- (1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

## 5 避難対象地域

避難の対象となる地区、指定緊急避難場所及び指定避難所は次表を基本とする。

地区名	世帯数	人 口	指定緊急避難場所	指定避難所	標高 (m)
原 口	140	246	・原口交流の里づくり館 グラウンド	・交流の里づくり館 ・原口老人憩いの家	33 36
江 良	550	993	・大島小学校グラウンド ・高野小公園	・パートナーシップランド ・江良町民体育館 ・大島小学校体育館	21 26 35
清 部	181	327	・旧清部小学校グラウンド	・清部生活改善センター	22

茂草	128	229	・林地区国道横駐車場	・清部生活改善センター ・静浦町内会館	22 26
静浦	154	315	・静浦町内会館	・静浦町内会館	26
赤神	126	221	・小島小学校横高台 ・小島支所横農道 ・赤神地藏堂上		
札前	112	211	・町営牧場 ・ふれあい公園	・札前生活改善センター	16
館浜	160	313	・館浜体験交流センター	・館浜体験交流センター	20
建石	277	390	・松前高等学校グラウンド	・松前高等学校体育館	63
弁天	169	312	・建石コミュニティセンター前	・建石コミュニティセンター	29
大磯	273	504	・松前中学校グラウンド	・松前中学校体育館	26
博多	187	357			
唐津	130	233	・松城小学校グラウンド	・松城小学校体育館 ・阿吽寺 ・法華寺 ・正行寺	19 28 22 24
松城	84	144	・松前公園		
福山	171	306	・阿吽寺境内		
豊岡	399	753	・法華寺境内 ・正行寺		
月島	86	131	・旧石戸畳店横農道 ・伝治沢上 ・旧木田宅上農道		
朝日	170	269	・矢田宅上農道 ・米田宅上農道 ・寺子屋 ・木田宅横（朝日寿の家裏） ・旧松前小学校グラウンド		
上川	74	137	・旧松前小学校グラウンド		
大沢	140	215	・根森稻荷神社横 ・花田宅上 ・橋端宅上		
荒谷	54	86	・旧大沢町民グラウンド ・荒谷稻荷神社境内 ・松橋宅上農道		
白神	193	304	・旧白神小学校グラウンド ・法徳寺境内		
合計	3,958	6,996			

※ 世帯数、人口は令和元年12月31日現在、住民基本台帳字別人口による。

## 6 避難誘導等従事者の安全確保

あらかじめ活動可能時間を定め、活動時間が経過した場合は、躊躇することなく活動を中止し、安全な場所へ避難する。

### 第3章 初動体制

#### 1 災害対策本部の設置

松前町沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合、渡島西部広域事務組合松前消防署庁舎に災害対策本部を設置する。

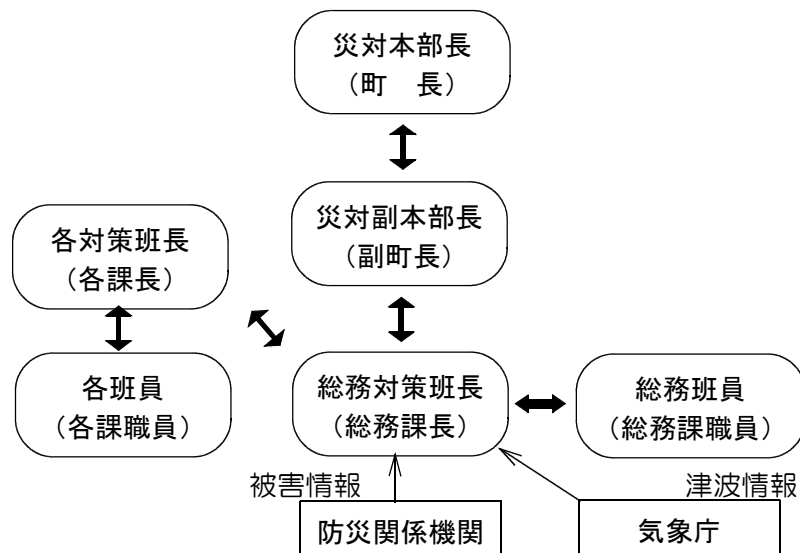
#### 2 災害対策本部の体制

##### (1) 災害対策本部の配備体制及び連絡体制

災害対策本部の配備態勢は、松前町地域防災計画第3章第2節1組織(2)町防災対策本部の組織に準じ、連絡体制は下図のとおりとする。

各対策班長は、職員を動員・配備したときは総務対策班長へ連絡するものとし、総務対策班長は状況を取りまとめ、速やかに災害対策本部長（以下「災对本部長」）、災害対策副本部長（以下「災対副本部長」）に報告するものとする。

また、災害対策本部への参集が困難な職員は、最寄りの支所、若しくは避難場所などへ自主参集することとし、その旨を各対策班長へ速やかに報告するものとする。



##### (2) 配備体制

津波の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、次の基準により非常配備態勢をとる。

配備基準	配備時期	配備体制	担当課及び対策班
初期配備体制	1 町内で、震度3の地震が観測されたとき	情報連絡及び災害が発生した場合に速やかに対処するための少数の人員をもって当たり、状況により次の配備体制を円滑に移行できる体制	総務課全職員 建設課全職員

第1非常配備 (注意配備体制)	1 町内で、震度4の地震が観測されたとき	災害の発生とともに 関係各対策班の所要の 人員をもって速やかに 災害応急活動が開始で きる体制	総務課全職員 建設課・水道課全職員 水産課全職員
	2 本町沿岸部に津波注意報が発表されたとき		総務対策班の内、総務課全職員 建設水道対策班の内、建設課・水道課全職員 産業対策班の内、水産課全職員
	3 その他、必要により災害対策本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき		
第2非常配備 (警戒配備体制)	1 町内で、震度5弱・5強の地震が観測されたとき	災害の発生とともに 関係各対策班の所要の 人員をもって速やかに 災害応急活動が開始で きる体制	総務課全職員 建設課・水道課全職員 水産課全職員
	2 本町沿岸部に津波警報が発表されたとき		上記以外の各課主査以上の職員
	3 その他、必要により災害対策本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき		総務対策班の内、総務課全職員 建設水道対策班の内、建設課・水道課全職員 産業対策班の内、水産課全職員 上記以外対策班の主査以上の職員
第3非常配備 (特別警戒配備体制)	1 町内で、震度6弱以上の地震が観測されたとき	災害の発生とともに 全対策班の人員をもって速やかに災害応急活動が開始でき、町内に被害が多発している可能性があり、協定に基づく周辺自治体へ応援要請、自衛隊等への要請を早急に実施できる体制	全職員
	2 本町沿岸部に大津波警報が発表されたとき		全対策班
	3 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において災害対策本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき		

※ 各配備時期の3項を発令した場合(既に災害対策本部が設置されている状態)の配備態勢は松前町地域防災計画第3章第2節1組織(2)町防災対策本部の組織に準ずる。

### (3) 勤務時間外における職員の行動

勤務時間外に、津波警報、大津波警報又は、津波注意報が発表された場合の連絡・参集体制は、松前町地域防災計画に準ずる。

職員は、自ら、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、北海道防災情報メールなど多様な手段を用いて情報を覚知し、必要に応じて災害対策本部等へ自主参集することを基本とする。

ただし、災害災害対策本部等への参集が困難な職員は、最寄りの支所、若しくは避難場所などへ自主参集する。

### 3 津波情報等の収集・伝達

#### (1) 津波情報の収集

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、気象庁が発表する次表の津波情報を収集するほか、安全な場所から海面監視を行う。

津波警報・注意報の種類と基準

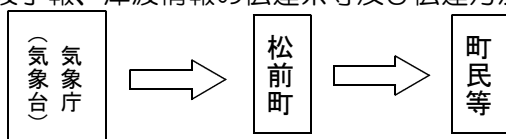
種類	発表基準	津波高さ区分	発表される津波の高さ	
			数値発表	表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)

津波情報

情報の種類	発表内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

#### (2) 津波情報の収集・伝達

津波予報、津波情報の伝達系等及び伝達方法は次のとおりとする。



ア) 情報の収集・伝達の詳細については、松前町地域防災計画第3章第4節5予報（注意報含む）、警報、並びに情報等の伝達系統及び方法に準じる。

イ) 町から住民等への伝達は、防災行政無線や松前消防署サイレン吹鳴装置、電話、広報車（津波注意報時に限る。）、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、



伝達する。

※ 津波情報等の発表前であっても、津波に関する注意喚起について町長が必要と判断した場合は、防災行政無線及び松前消防署サイレン吹鳴装置により伝達する。

## 第4章 避難情報の発令

### 1 発令基準

避難情報の発令基準は次表のとおりとする。

避難情報	発令基準
注意喚起 避難準備・高齢者等 避難開始	・津波注意報が発表された場合 ・町長が必要と認めるとき
避難勧告	・津波警報が発表された場合 ・津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあると判断される場合 ・強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じ、避難を必要とする場合
避難指示 （緊急）	・津波警報が発表された場合 ・地区の高潮防災施設からの越波、越流が発生した場合 ・地区の高潮防災施設の損壊が発生した場合

避難勧告・指示の発令判断は、町長が基準に該当する事態を認知した場合、速やかに行うものとする。

ただし、町長が不在あるいは連絡が取れない等の場合、副町長、総務課長の順でこれを代行する。

### 2 伝達方法

町民等への避難情報の伝達方法は次表のとおりとし、次に掲げる複数の手段を有機的に組み合わせ実施する。

テレビ・ラジオの放送による伝達	各報道機関の協力を得て、町民に伝達する。
防災行政無線設備による伝達	防災行政無線設備からの放送により伝達する。
町等のホームページによる伝達	町等のホームページへの掲載により伝達する。
広報車による伝達 （※津波注意報時に限る。）	広報車及び消防車両により伝達する。また、必要があるときは、警察等の出動を要請し伝達する。
松前消防署サイレン吹鳴装置による伝達	松前消防署サイレン吹鳴装置の放送により伝達する。

## 第5章 津波対策の教育・啓発

### 1 町民の意識啓発

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、直ちに避難するという意識を町民一人ひとりが自覚するよう、津波ハザードマップの配布、説明会の開催、防災リーダー

の養成などにより、津波に対する知識や避難意識の醸成に努める。

## 2 学校における安全教育

学校においては、児童生徒が津波に対する知識と備えを身に付け、迅速な避難行動ができるよう、安全教育の充実を図る。

また、地域の実態を踏まえ、津波を想定した基礎的な訓練のほか、より実践的な訓練の実施に努める。

## 第6章 津波避難訓練の実施

津波避難訓練は、地区の実情に応じた訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、多くの町民が参加できる地域単位の訓練を基本に、毎年1回以上実施するように努めるものとする。

## 第7章 積雪・寒冷地対策

### 1 冬期道路交通の確保

- (1) 各防災機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路は、積雪や凍結による寸断のため、物資供給等が滞ることのないよう、路線の確保を図る。
- (2) 一般道路についても、厳冬期については路面の凍結が発生し、徒歩避難や車椅子による避難が著しく困難となるため、住民自らが自宅前の歩道除雪や結氷の除去などに努める。

### 2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄に努める。

### 3 電力の確保

地震や津波による浸水などで電力の供給機能が停止した場合に備え、早期に復旧できるような体制確保に向け、関係機関との連携を図る。

### 4 緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段の確保に努める。

### 5 救助・救出体制の強化

積雪時には、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されるため、救助・救出技術の高度化や体制の強化に努める。

## 第8章 その他の留意点

### 1 観光客、釣客等の避難対策

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣客等への避難対策に努め、外国人観光客の避難にも配慮する。

## **2 避難行動要支援者の避難対策**

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について検討する。

## **3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進**

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。